

来年4月からの保険料算定のための 平成28年度 所得調査のお願い

平素は当組合運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年も所得調査を実施いたします。今回のご提出分は、平成29年4月からの当組合の所得割保険料の算定基準となる重要なものです。目的をご理解いただきご協力お願い申し上げます。

下記の書類のどちらかをご提出下さい。該当者別紙参照

【平成28年度 市・府(県) 民税 納税通知書】

(※6月10日前後に役所から送られてきます。)

または

【平成28年度 住民税 所得課税証明書】必ず全項目記載のものを！！

※ 加入されているご家族で

- 専従者
- 23歳以上の方
- 22歳以下の方で、扶養控除の確認が出来ない方

平成28年度 住民税 課税証明書が必要です。

※ 市区町村によって様式が異なりますので、次の項目が確認できる書類をご提出下さい。

- | | |
|---------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 住所、氏名 | <input type="checkbox"/> 課税標準額(課税総所得金額) |
| <input type="checkbox"/> 総所得金額等 | <input type="checkbox"/> 所得控除の内訳(扶養人数や配偶者の有無が確認できるもの) |

※ ご提出いただいた納税通知書は返送いたしますので、届きましたらすぐにご提出ください。

※ 表紙だけでなく、必ず明細の部分も一緒にご提出下さい。

※ ■ 納税通知書のコピー
■ 役所でお取りいただいた課税証明書 } この場合はお返しいたしません。

◎ 給与所得者で、住民税を給与より徴収されている方は、横長の

【平成28年度 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)】をご提出下さい。

◎ 非課税の方は【平成28年度 住民税 所得課税証明書】をご提出ください。

※ 居住地役所(平成28年1月1日現在、住民票のある役所)の市民税課へご請求下さい。

提出締切日 平成28年7月末日

ご不明な点などございましたら、組合事務所(Tel:06-6261-9244)までお問い合わせ下さい。